

伊丹市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市火災予防条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 8 月 3 1 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 4 8 号）による対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 1 4 年総務省令第 2 4 号）の一部改正に伴うほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市火災予防条例の一部を改正する条例（令和５年伊丹市条例第 号）

伊丹市火災予防条例（昭和３７年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項第３号中「造つた」を「造った」に、「あつては」を「あつては」に改め、同項第３号の２中「キュービクル式のものにあつては、」を削り、同条第２項中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に、「あつては」を「あつては」に、「または」を「又は」に改め、同条第３項中「および」を「及び」に改める。

第１１条の２第１項第４号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第１３条第１項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が１０キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が１０キロワット時を超え２０キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和５年消防庁告示第７号）第２に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第１３条第２項中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同条第３項を次のように改める。

３ 第１項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第３に定めるもの並びに署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から３メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「および」を「及び」に、「ならびに第2項ならびに本条第1項」を「並びに第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の右に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項中

「

上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	-	250	200	300	200
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	-	150	100	200	100
	使用温度が300℃未満のもの	-	100	50	100	50

」

を

「

固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	-	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	-	80	30	-	30
上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの	-	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	-	150	100	200	100	
		使用温度が300℃未満のもの	-	100	50	100	50	

」

に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備，変電設備，内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の伊丹市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条

第 1 項に規定する蓄電池設備（付則第 4 項に掲げるものを除く。）

（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第 11 条第 1 項第 3 号の 2（新条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 11 条第 3 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに第 13 条第 2 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 13 条第 1 項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第 1 項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第 13 条第 1 項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して 2 年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。